

静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会設置に伴う付帯事項

静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会小委員会への付託審議事項 及び委員構成について

- 1 合併協議項目について
本特別委員会の合併協議項目は全て小委員会に付託する。
- 2 小委員会の設置・運営について
小委員会の設置・運営に関しては、静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会小委員会規程によるものとし、特別委員会に次の3つの小委員会を置く。
 - (1) 第1小委員会
 - (2) 第2小委員会
 - (3) 第3小委員会
- 3 小委員会への付託審議事項について
各小委員会は、**特別委員会の付託を受け**次の事項について、調査または審議する。
 - (1) 第1小委員会
 - ア 合併の方式
 - イ 新商工会議所の名称
 - ウ 役員・議員の定数及び任期並びに選任方法
 - エ 主たる事務所の位置
 - オ 合併の期日
 - (2) 第2小委員会
 - ア 部会の編成
 - イ 委員会及び審査会の編成
 - ウ 組織・機構並びに職員の身分及び配置
 - エ 定款及び諸規則並びに諸規程の取扱い
 - オ 青年部・女性会の取扱い
 - カ 内部所管団体の取扱い
 - キ 外部所管団体（外郭団体）の取扱い
 - ク 会議及び講演会等の運営方法
 - ケ 慣行等の取扱い
 - コ 新商工会議所移行準備会要領
 - サ 各種事務事業の調整及び実施体制

(3) 第3小委員会

- ア 財産の取扱い
- イ 共済制度の統合
- ウ 会費基準表の策定及び運用
- エ 各種負担金基準表の策定及び運用
- オ 補助金・交付金の取扱い
- カ 各種手数料基準表の策定及び運用
- キ 新財政計画

4 委員構成及び選任について

- (1) 小委員会委員は、特別委員会委員の中から選任し、第1小委員会の委員は20名以内とし、第2及び第3小委員会の委員は16名以内とする。

以上